

ID: 318

担当部署: 経済部 農務課 畜産係

処分の概要	使用料の後納承認		
例規名 根拠条項	名寄市畜産センター条例 第3条第2項ただし書		
例規番号	平成18年条例第171号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (利用許可及び使用料)  第3条 畜産センターを利用しようとする者は、あらかじめ名寄市畜産センター利用許可申請書(様式第1号)を市長に提出して、名寄市畜産センター利用許可書(様式第2号)の交付を受けなければならない。</p> <p>2 前項の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に定める使用料(使用料の算出において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。)を前納しなければならない。ただし、市長が後納を認めたときは、この限りでない。</p> <p>3 市長は、特別の事情があると認めるときは、前項の使用料を減免することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	年 月 日